

金融経済教育推進機構会計規程

（令和六年四月二十五日）
規 程 第 四 号

目 次

第一章	総則（第一条－第八条）
第二章	資産の管理基準（第九条・第十条）
第三章	予算及び資金計画（第十一条－第十六条）
第四章	収入（第十七条－第十九条）
第五章	支出負担行為及び支出（第二十条－第二十五条）
第六章	契約（第二十六条－第三十四条）
第七章	帳票及び報告等（第三十五条・第三十六条）
第八章	決算（第三十七条－第四十一条）
第九章	雑則（第四十二条－第四十五条）
附 則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関し、経理の統一的処理を通じて、その事業の財政状態及び経営成績を把握し、その効率的な運営に資することを目的とする。

（適用）

第二条 機構の財務及び会計に関しては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）及び同法の規定に基づく命令その他の法令の定めるところによるほか、別段の定めのない限り、この規程の定めるところによる。

（会計原則）

第三条 機構の会計は、特殊法人等会計処理基準等に定めるところによるほか、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- 一 機構の財政状態及び経営成績に関して、真実かつ明りょうに内容を示すこと。
- 二 機構の一切の取引は、正規の簿記の原則に従い、秩序整然かつ正確に経理すること。
- 三 会計処理の原則及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度及び年度所属区分)

第四条 機構の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

- 2 機構の会計における取引の事業年度所属は、資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生原因たる事実の発生した日により区分するものとする。ただし、その日を決定することが困難な場合には、その原因たる事実を確認した日により区分する。

(区分経理)

第五条 資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに収益及び費用を明らかにするために貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定は資産、負債及び純資産に、損益勘定は収益及び費用に区分して経理する。

- 2 前項の規定による各勘定は、別に定める勘定科目に区分して、取引の計算整理を行うものとする。

(会計事務責任者)

第六条 機構は、次の各号に掲げる会計事務責任者を設ける。会計事務責任者の職務は別に定める。

- 一 経理責任者
- 二 出納責任者
- 三 予算管理責任者
- 四 資産管理責任者

- 2 理事長は、前項各号に掲げる会計事務責任者の事務を総括する。
- 3 理事長は、機構の役員又は職員（以下「役職員」という。）に、第一項各号に掲げる会計事務責任者の事務を委任することができるものとし、委任する場合には、委任する者の役職の指定及びその事務の範囲を別に定める。
- 4 理事長は、必要があるときは、出納責任者及び予算管理責任者に所属する出納員を置き、現金の出納を行わせることができる。
- 5 理事長は、第三項の規定に基づき別に定められた者に事故がある場合において必要があるときは、その事務を別に定められた者以外の役職員に代理させることができる。
- 6 理事長は、役職員に第一項各号に掲げる会計事務責任者の事務の一部を処理させようとする場合には、当該役職員を代行責任者として任命し、かつ、処理すべき範囲を定めてこれを行わせるものとする。

(兼職の禁止)

第七条 会計事務責任者のうち、経理責任者及び出納責任者並びに予算管理責任者及び出納責任者は、それぞれ兼ねることができない。ただし、理事長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(預金口座)

第八条 機構は、機構名義をもって機構が適当と認める金融機関等に預金口座を設ける。

- 2 前項の場合において、代表者の名義は理事長とする。
- 3 経理責任者及び予算管理責任者は、第一項の規定にかかわらず、必要に応じ適当と認められる金融機関に職務に係る預金口座を設けることができる。

第二章 資産の管理基準

（現金等の保管基準）

第九条 現金並びに預金の通帳、預り証書、その他これらに準ずる証書及び証券（以下、本条において「現金等」という。）は、厳重な施錠できる容器に保管しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令及び約款等の定めに基づき、現金等を電磁的方法によって保管することが可能である場合には、当該方法によることができるものとする。

（物品、固定資産、有価証券及び債権の管理基準）

第十条 資産管理責任者は、その管理する物品及び固定資産を常に良好な状態において管理し、取引に際しては適切な会計処理を行わなければならない。

- 2 資産管理責任者は、有価証券及び債権の管理に当たっては、機構の利益に適合するようこれを行い、取引に際しては適切な会計処理を行わなければならない。
- 3 前二項に規定するほか、物品、固定資産、有価証券及び債権の管理に関する事務取扱については、別に定める。

第三章 予算及び資金計画

（収入支出予算）

第十一条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（予算の総括）

第十二条 予算の編成及び執行は理事長が総括する。

- 2 機構は、法第百二十四条の規定により、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、運営委員会の議決を経たうえで、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 理事長は、内閣総理大臣の認可を受けた予算に基づき、予算の実施計画を定め、経理責任者に示達するとともに、予算管理責任者に通知しなければならない。
- 4 理事長は、必要があるときは、前項の規定により経理責任者に示達した予算実施計画を変更することができる。この場合には、理事長は変更後の計画を経理責任者に示達するとともに、予算管理責任者に通知しなければならない。

い。

(予算の執行)

第十三条 経理責任者は、前条の予算実施計画の範囲内において契約その他支出の原因となる行為（以下「支出負担行為」という。）を行うものとする。

2 経理責任者は、予算管理責任者に対し、別に定めるところにより、予算の配賦をするものとする。

3 経理責任者は、予算管理責任者に対し、別に定めるところにより、支払いに必要な資金を前渡させることができる。

4 予算管理責任者は、収入及び支出状況を別に定めるところにより、経理責任者に報告しなければならない。

(予算の流用)

第十四条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 一 役職員給与
- 二 退職給付引当金繰入
- 三 交際費

(資金の調達及び運用)

第十五条 資金の調達及び運用は、機構の経営活動を円滑に遂行するため、計画的かつ効率的に行わなければならない。

2 業務上の余裕金の運用は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- 一 国債その他次に掲げる有価証券の保有（円貨建てに限る。）
 - イ 地方債
 - ロ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。以下同じ。）
- 二 次に掲げる金融機関への預金（円貨建てに限る。）
 - イ 銀行
 - ロ 長期信用銀行
 - ハ 全国を地区とする信用金庫連合会
 - ニ 全国信用協同組合連合会
 - ホ 労働金庫連合会
 - ヘ 農林中央金庫
 - ト 株式会社商工組合中央金庫

三 金銭の信託（円貨建てで元本の損失を補填する契約があるものに限る。）

3 その他、業務上の余裕金の運用に関する事務取扱については、別に定める。

(短期借入)

第十六条 理事長は、内閣総理大臣の認可を受け、予算総則に定める借入限度額の範囲内において、短期借入を行うことができる。

- 2 理事長は、短期借入を行った事業年度内に当該短期借入の返済をするように資金計画を作成し又は変更しなければならない。短期借入金の借換えを行う場合の事務取扱については、別に定める。

第四章 収入

(収入)

第十七条 経理責任者は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、当該収入金が法令又は契約に違反していないか、納付させる金額の算定に誤りがないか等、その内容が適正であるかどうかを調査し、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに徴収の決定をしなければならない。

- 2 収入金のうち、分担金及び補助金の取扱については、別に定める。
- 3 経理責任者は、第一項の規定により決定をした場合には、債務者に対して支払の請求をしなければならない。

(収入金の取扱い)

第十八条 出納責任者は、前条第三項の規定による支払の請求に基づき、収入金を受け入れるものとする。

- 2 出納責任者は、収入金を受け入れたときは、その旨を経理責任者に報告しなければならない。
- 3 出納責任者は、現金により受け入れた収入金については速やかに第八条の規定により設けた預金口座に預け入れるものとする。

(返納金の戻入)

第十九条 支出金についてその一部又は全部の返納を受けたときは、その支払った相当科目に戻入するものとする。ただし、前年度以前の支出金の返納金は現年度の収入に組み入れるものとする。

第五章 支出負担行為及び支出

(支出負担行為の通知)

第二十条 理事長は、毎事業年度、法第二百二十四条の規定により内閣総理大臣の認可を受けた予算の範囲内において、支出負担行為の計画を定め、経理責任者に示達しなければならない。

- 2 経理責任者は、前項の規定による支出負担行為の計画について変更を要するときは、その事由を明らかにし、理事長の承認を経なければならない。
- 3 理事長は、前項に規定する支出負担行為の変更にかかる計画を承認したと

きは、経理責任者に示達しなければならない。

- 4 経理責任者は、支出負担行為をしたときは、速やかに予算管理責任者にその旨を通知しなければならない。

(支払の命令)

第二十一条 予算管理責任者は、前条第四項の規定による通知を受けた支出負担行為済金額について、第十二条の予算の実施計画に定める金額の範囲内であるかを調査して、差し支えないと認めた場合には、出納責任者に支出を命じなければならない。

(支払)

第二十二条 出納責任者は、前条の規定により予算管理責任者から支出を命じられたときは、銀行口座振込による支払を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出納責任者は債権者からの依頼等に基づき必要な場合には、銀行口座への振込以外の電磁的手段によって支払を行うことができる。
- 3 出納責任者は、支払を行ったとき、領収書又はこれに準ずる証票を受け取らなければならない。ただし、金銭の支払が金融機関等への振込により行われたときは、これを省略することができる。
- 4 前二項の規定は、予算管理責任者について準用する。

(小口現金支出)

第二十三条 前条第一項の規定にかかわらず、経理責任者は、出納責任者に対して別に定める限度の範囲内で、現金を手許に保管させ、常用の雑費等で小口の現金支払を必要とするものの支出に充てさせることができる。

- 2 前項の規定に基づいて手許に保管する現金等は、機構の業務を遂行する上で必要な最低限度のものでなければならない。

(前金払・概算払・仮払)

第二十四条 経理責任者は、出納責任者に次の各号に掲げる経費の前金払をさせることができる。

- 一 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- 二 土地又は建物の借料
- 三 運賃及び保険料
- 四 職員のために研修又は講習を実施する者に対して支払う経費
- 五 委託費及び諸謝金
- 六 官公署に対して支払う経費
- 七 その他理事長が必要と認めた経費

- 2 経理責任者は、出納責任者に次の各号に掲げる経費の概算払をさせることができる。

- 一 旅費
- 二 委託費
- 三 官公署に対して支払う経費

四 その他理事長が必要と認めた経費

3 経理責任者は、出納責任者に次の各号に掲げる経費の仮払をさせることができる。

- 一 債権保全費、供託金及び保証金の額
- 二 その他理事長が必要と認めた経費

(収入金の返還)

第二十五条 収納済となった収入金の一部又は全額を還付するときは、その収納した科目から返還するものとする。ただし、過年度に係る返還金は雑支出として処理するものとする。

第六章 契約

(契約の方法)

第二十六条 機構の契約は、一般競争入札によることを原則とする。

(指名競争入札)

第二十七条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法によることができる。

- 一 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要があると認められるとき。
- 二 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 三 前二号に規定する場合のほか、理事長又は経理責任者が機構の事業運営上必要があると認めるとき。

(随意契約)

第二十八条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
 - 二 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 三 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 四 契約に係る予定価格が小額であるとき。
 - 五 前各号に規定する場合のほか、理事長又は経理責任者が機構の事業運営上必要があると認めるとき。
- 2 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として二名以上の者から見積書を提出させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他その性質上見積書の徴求を省略しても支障がないと認められるものに係る契約については、これを省略することができる。

(予定価格)

第二十九条 経理責任者及び予算管理責任者は、契約を締結しようとするとき

は、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

（保証金）

第三十条 経理責任者は、競争に加わろうとする者から入札金額の百分の五以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（落札者の決定）

第三十一条 競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とするものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- 一 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - 二 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、その性質又は目的から同項の規定により難い契約については、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをしたものを契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第三十二条 経理責任者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、見積書又は請書をもって契約書に代えることができる。

（検査及び監督）

第三十三条 経理責任者は、物件の購入その他の契約を締結した場合においては、適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認するため、別に定めるところにより、必要な検査をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、経理責任者は、工事若しくは製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため、別に定めるところにより、必要な監督をしなければならない。

（長期継続契約）

第三十四条 経理責任者は、別に定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算

の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第七章 帳票及び報告等

（帳簿及び伝票）

第三十五条 機構の会計においては、予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を記録しなければならない。

2 帳簿及び伝票の種類、名称及び様式等は、別に定める。

（報告）

第三十六条 経理責任者は、毎月合計残高試算表及び収入支出計算書を作成して翌月十五日までに理事長に報告しなければならない。

2 機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、金融経済教育推進機構に関する内閣府令（令和六年内閣府令第十号。以下「府令」という。）第十七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期後一月以内に、金融庁長官に報告しなければならない。

第八章 決算

（財務諸表及び決算報告書）

第三十七条 機構は、毎事業年度末において、法第二百五条第一項及び第二項並びに府令第二十二條に規定する貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 第一項に規定する財務諸表及び第二項に規定する決算報告書の様式は、別に定めるところによるものとする。

4 第二項に規定する決算報告書は、府令第二百五条に規定する収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

5 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

6 財務諸表等が電磁的記録をもって作成し、不特定多数の者が提供を受けることができる状態にされている場合においては、財務諸表等を前項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとする。

(物品及び固定資産の評価基準及び評価方法)

第三十八条 物品及び固定資産は、その取得に要した直接費及び間接費の合計額をもって、貸借対照表価額とする。ただし、機能の減少、災害その他の事由により著しく不適当となったときは、これを適正な価額にしなければならない。

(有価証券の評価基準及び評価方法)

第三十九条 有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、国債、地方債及び政府保証債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額とする。

2 有価証券の評価方法は移動平均法によるものとする。ただし、この方法により難しい場合は、この限りでない。

(減価償却)

第四十条 物品及び固定資産のうち次に掲げるもの以外の資産（耐用年数が一年以上で、かつ、取得価額が一件当たり十万円以上のものに限る。）は、これを償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。

一 土地

二 地上権、地役権、鉱業権、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

三 ソフトウェア仮勘定に計上すべき資産

四 電話加入権

2 前項の規定による減価償却は、定額法で行うこととし、耐用年数経過時に残存簿価一円（ソフトウェアについては零円。）まで償却を行う。

3 物品及び固定資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）を基準として別に定める。

(引当金)

第四十一条 引当金は、賞与引当金、退職給付引当金及びその他引当金を整理する。

第九章 雑則

(弁償責任)

第四十二条 理事長は、役職員が故意又は重大な過失により機構の財産を亡失し、損傷し、又はこの規程に違反し機構に損害を与えた場合で、その損害について当該役職員に弁償させる必要があると認められるときは、損害の範囲内で相当額を弁償させるものとする。

(規程の変更)

第四十三条 この規程を変更しようとするときは、金融庁長官の承認を受ける

ものとする。

(権限の委任)

第四十四条 内閣総理大臣が法律の定めるところにより、法による権限を金融庁長官に委任した場合において、当該委任された権限に係るこの会計規程の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「金融庁長官」とする。

(実施細則)

第四十五条 この規程を実施するための細則その他必要な手続は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月二十五日から施行し、令和六年四月五日から適用する。
- 2 機構の最初の事業年度は、第四条第一項の規定にかかわらず、その成立の日から翌年三月三十一日までとする。
- 3 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第十二条第三項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。